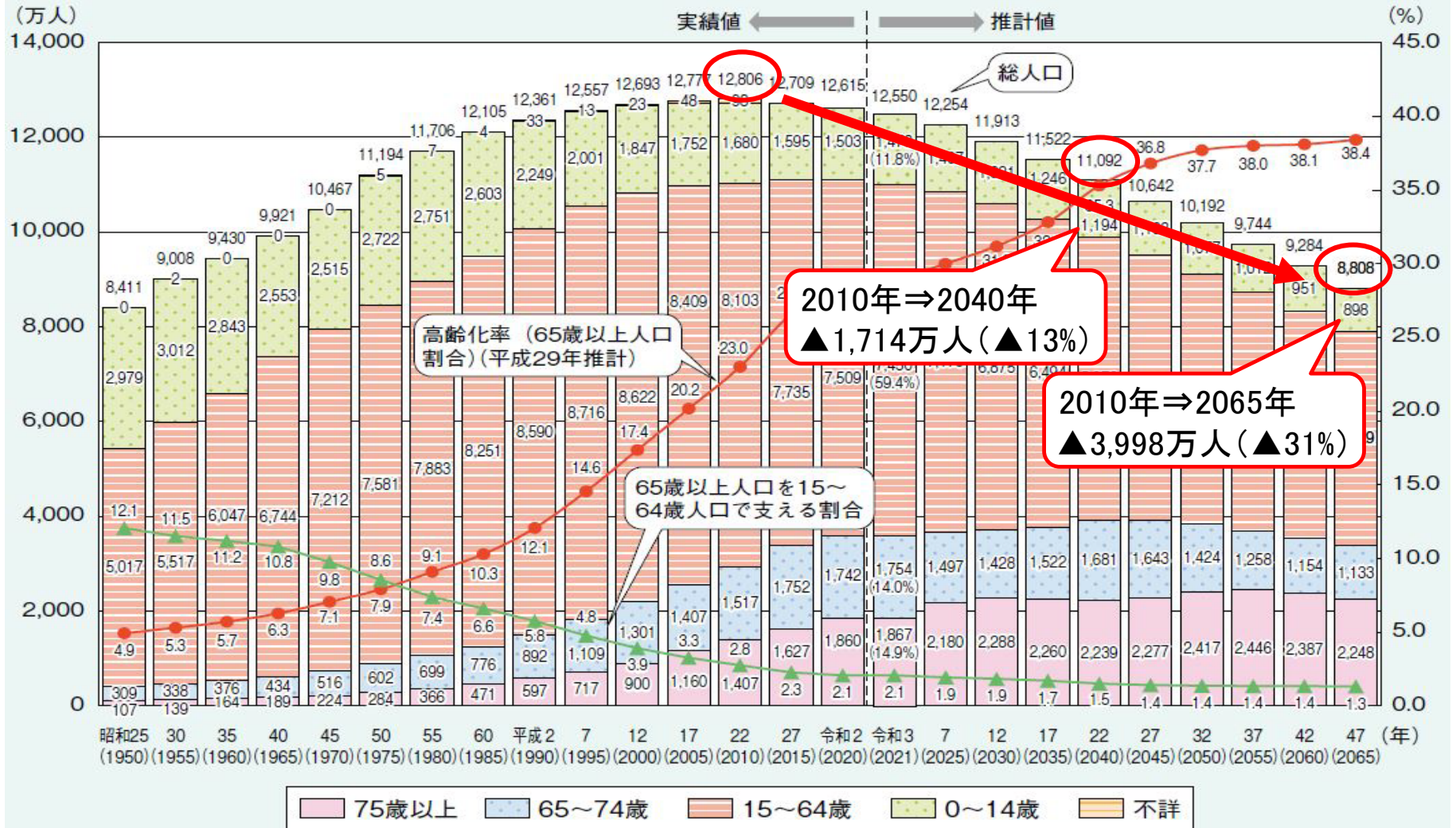


日本の人口推移

○ 日本の総人口は、平成22年(2010年)の1億2,806万人をピークに、2040年には1億1,092万人(13%減)、2065年には8,808万人(31%減)になると予想されている。



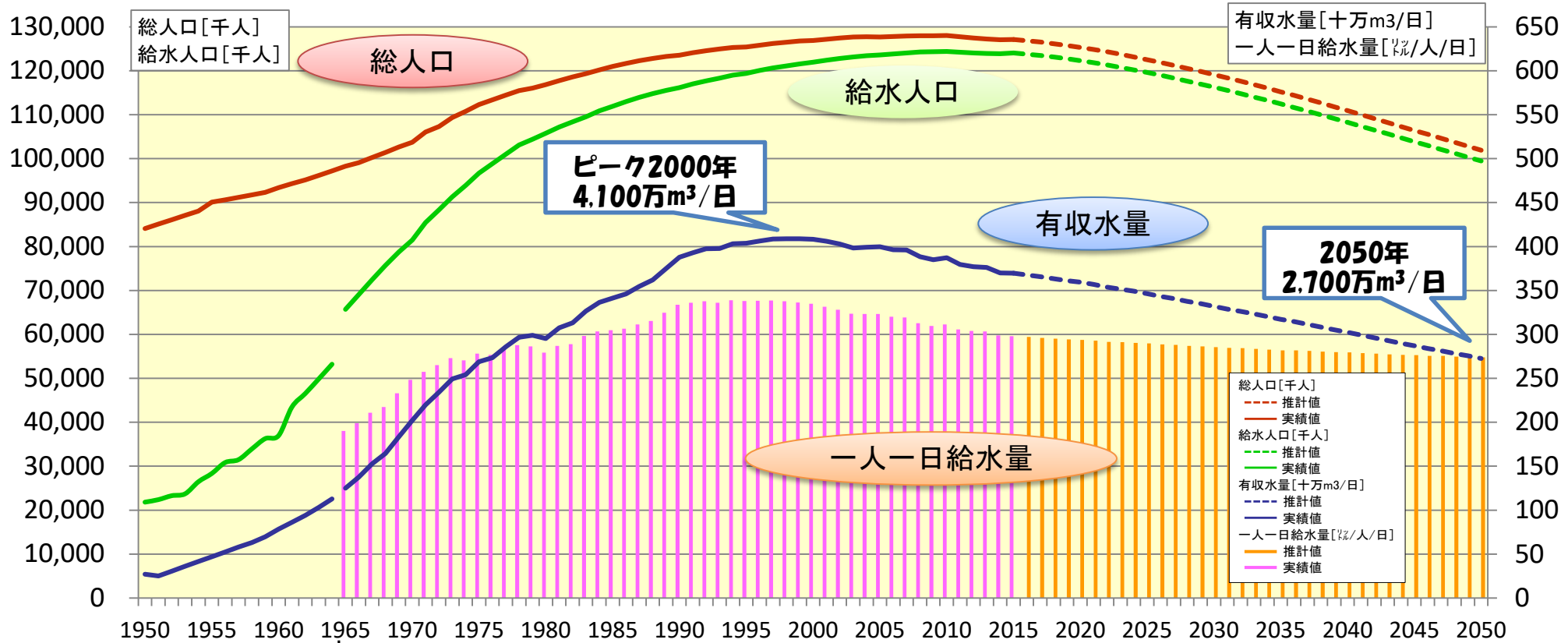
資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値による。）、2021年は総務省「人口推計」（令和3年10月1日現在（令和2年国勢調査を基準とする推計値））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(出典) 令和4年版高齢社会白書(内閣府)をもとに総務省で加工

水道事業の将来の需要水量

水道事業の将来の需要水量(上水道事業)

○日本の人口変動や節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は2000年(平成12年)をピークに減少しており、2050年(令和32年)頃にはピーク時の約2/3程度まで減少する見通し。



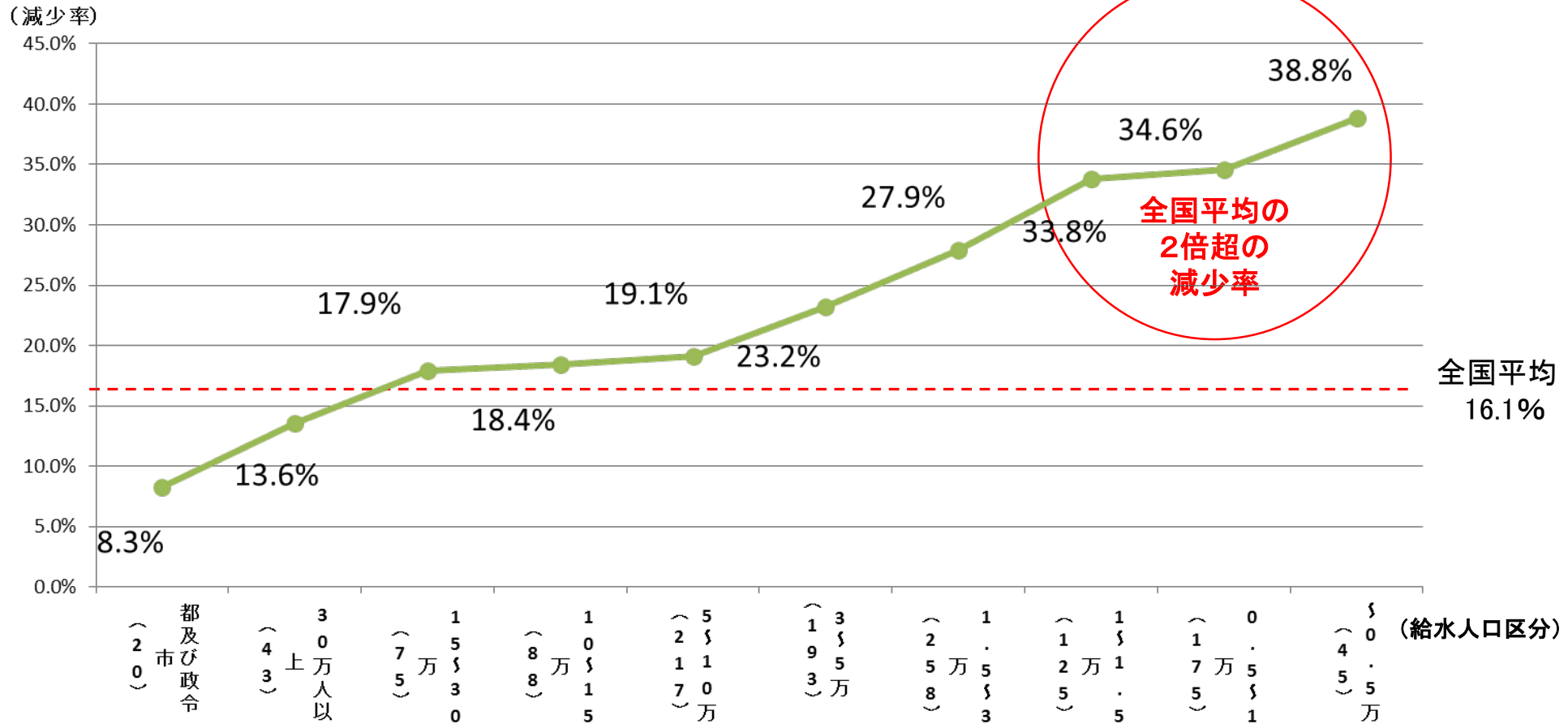
協会の上水道事業者のみ対象 ← 1964年以前
 1965年以降 ← 全ての上水道事業者及び簡易水道事業者対象

【実績値(～2015)】水道統計(日本水道協会) 「給水人口」「有収水量」は、上水道及び簡易水道の給水人口、有収水量である。一人一日給水量=有収水量÷給水人口

- 【推計方法】
- ①給水人口：日本の将来推計人口(平成29年推計)に、上水道及び簡易水道の普及率(H27実績97.6%)を乗じて算出した。
 - ②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口
 家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.310)で設定した。
 - ③一人一日給水量：一人一日給水量=有収水量÷給水人口

給水人口規模別の人口減少率（2010年⇒2040年）

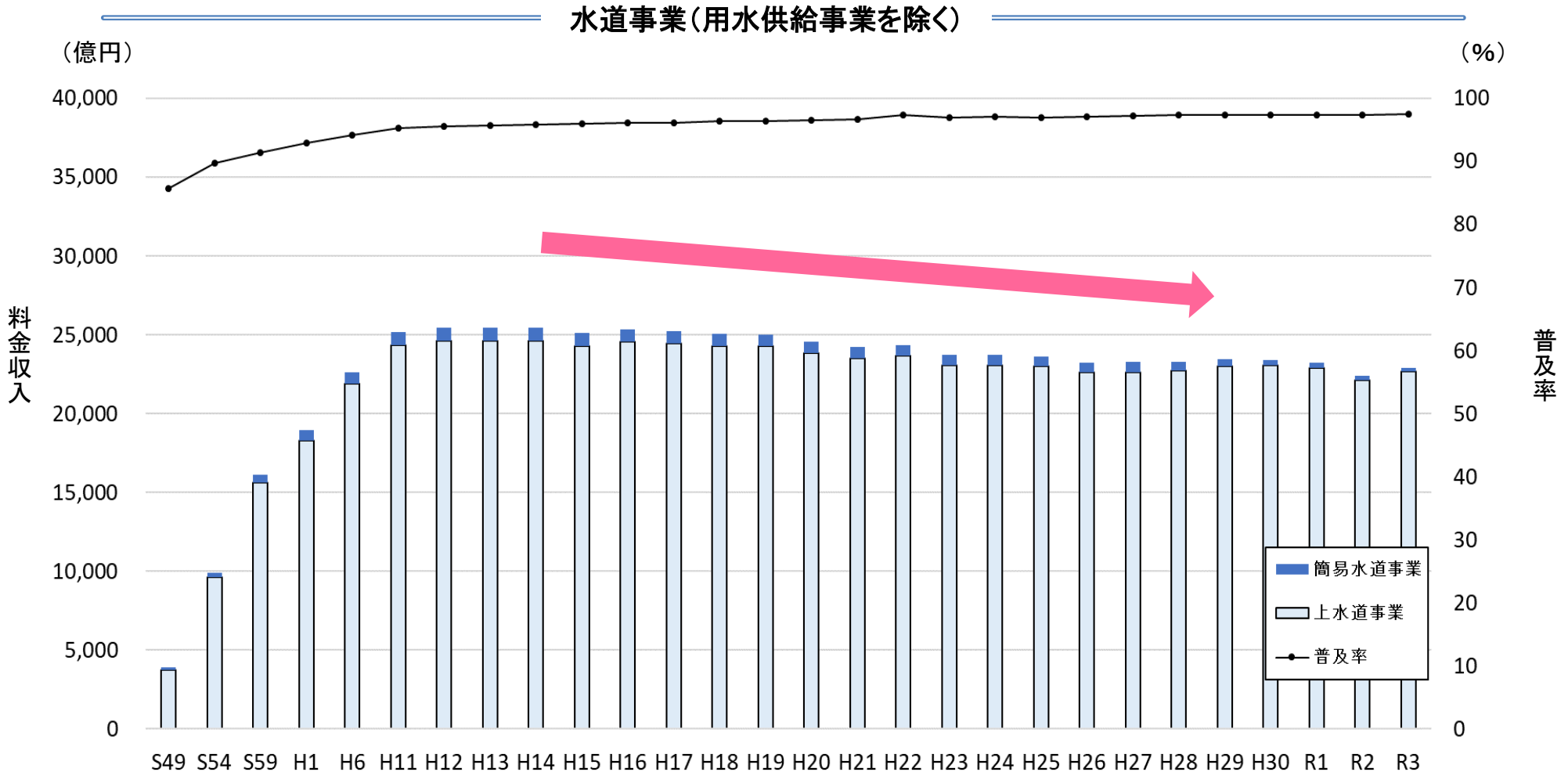
- 給水人口規模別に、人口減少率(2010年→2040年)をみると、規模の小さな団体ほど人口減少率が高くなっている。特に、給水人口が1.5万人未満の団体は、全国平均(16.1%)の2倍を超える減少が見込まれている。



※ 国立社会保障・人口問題研究所発表の2010年から2040年の人口減少率について、各給水人口区分内の単純平均により算出(H27年度時点)
 ※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、上水道末端事業者数と一致しない

水道事業の料金収入の推移

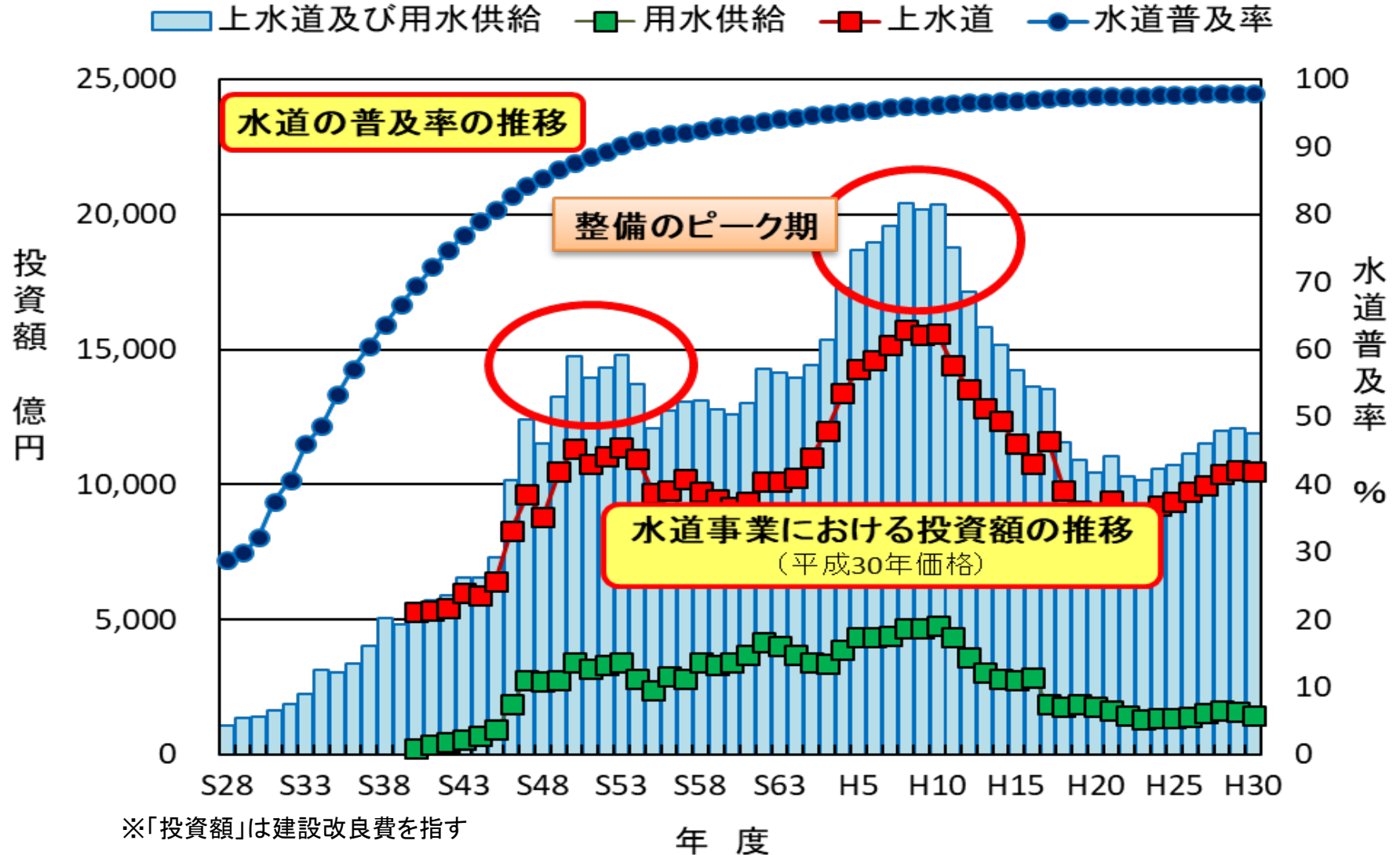
○ 水道事業の料金収入は、人口減少社会の到来、節水型社会への移行や産業構造の変化などにより減少傾向にある。



過去の投資実績

過去の投資実績(上水道事業・用水供給事業)

○水道事業の過去の投資実績を見ると、水道普及のために施設整備が進んだ昭和50年頃のピークから40年以上が経過し、老朽化対策のために更新需要が増大している。



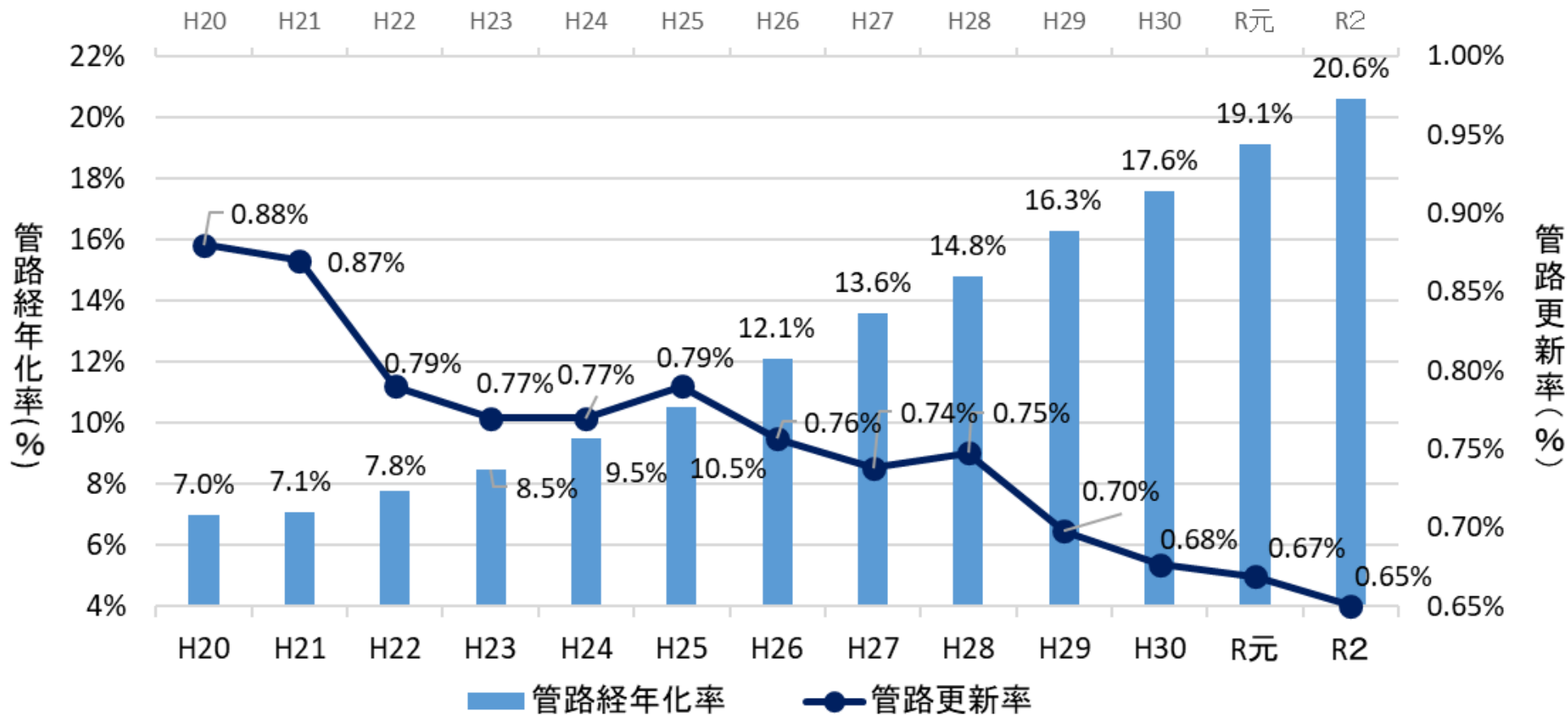
※「投資額」は建設改良費を指す

(出典)厚生労働省資料

管路経年化率・管路更新率の推移

管路経年化率・管路更新率の推移

- 事業用資産の約7割を占める管路については、管路経年化率が年々上昇。
- 一方、管路更新率は低調に推移。



出典：日本水道協会 水道統計

※1 管路経年化率：管路全体に占める法定耐用年数(40年)を超えた管路延長の割合

※2 管路更新率：管路全体に占める当該年度に更新した管路延長の割合

公営企業における更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※)

民間活用

※広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

水道事業の現状と課題

1. 水道は住民生活に必要不可欠なライフライン
2. 経営環境が急速に悪化することが想定される
 - ・急速な人口減少に伴う有収水量(※)の大幅な減少と施設利用率の低下
 ≪2065年の需要水量はピーク時より約4割減少
 - ・老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大
 ≪H28年度の管路更新率は0.75%にとどまり、管路経年化率は14.8%となり上昇傾向
3. 専門人材の確保等の組織体制の強化も課題

※料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量

持続的な経営を確保するための基本的な考え方

- 中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を推進

＜適切なアセットマネジメントに基づく更新＞

中長期の視点に立った需要と供給体制の見通しを踏まえた上で、適切なアセットマネジメントによるトータルコストの縮減や更新需要の平準化を図り、着実な更新を行うこと

＜料金収入の確保＞

人口減少に伴う料金収入の大幅な減少が懸念される中、更新需要の増大も踏まえ、計画的な料金水準の見直しを行うこと

＜広域化、民間活用、ICTの利活用等の推進＞

中長期の収支均衡、収支改善を図るため、広域化、民間活用、ICTの利活用等に取り組むこと

今後の具体的な取組方策

1. 「広域化推進プラン」による広域化の推進

- 市町村の区域を越える広域化は、幅広い効果を期待できるため、多様な取組を推進する必要(広域化の効果)
 - ・経営統合は、経営資源を一元的に管理し、経営基盤を強化する効果が最も期待できる
 - ・経営統合が実現しにくい地域においても、施設の共同設置や管理の一体化等の部分的な広域化により、コスト削減や専門人材の確保等の効果が期待できる
- 都道府県を中心とした計画的な取組が重要であることから、都道府県による「広域化推進プラン」の策定を進めるべきであり、国においても、策定を促していく必要

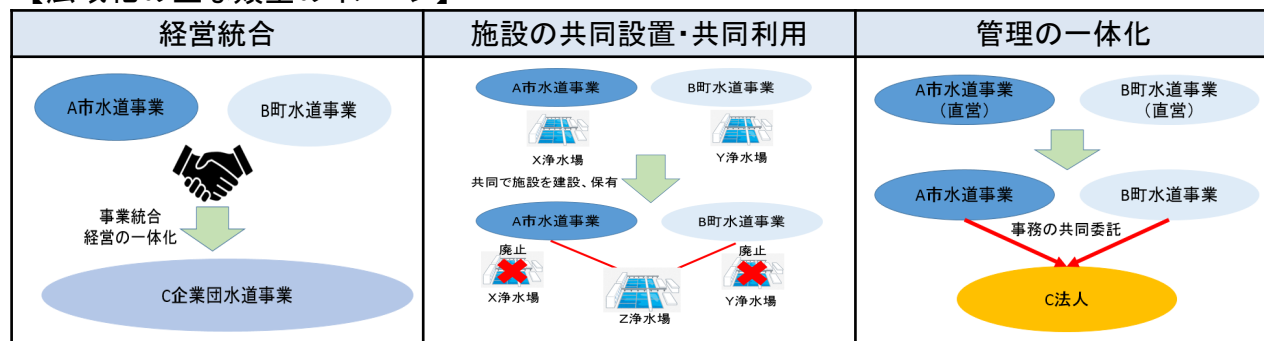
「広域化推進プラン」: 広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画

- 国においても、広域化に係る財政措置の拡充を検討すべき

2. 適切なアセットマネジメントに基づく着実な更新投資の促進

- 住民生活に必要不可欠なライフラインであり、大規模な資産を有する水道事業においては、中長期的な視点に立った適切な維持・更新が極めて重要
- 各団体において、アセットマネジメントの導入を進めるとともに、その水準を引き上げる必要があり、国においても、対策を講じる必要
- すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、経営条件が厳しく、更新投資が進んでいない団体においても、着実な更新投資を進める必要
- 国においても、このような経営条件の厳しい団体における更新投資に係る財政措置について検討すべき

【広域化の主な類型のイメージ】



今後目指すべき地方財政の姿と令和5年度の地方財政への対応等についての意見 (令和4年12月9日 地方財政審議会)

7. 水道・下水道事業における広域化等の推進

住民生活に必要不可欠なライフラインである水道・下水道事業については、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い経営環境の厳しさを増しており、経営基盤の強化・経営効率化等により、持続的な経営を確保する必要がある。

このため、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、広域化、PPP/PFIを含む更なる民間活用などに取り組んでいくことが重要である。

特に、広域化については、水道・下水道事業ともに、広域的な地方自治体である都道府県が広域化の推進に係る計画を令和4年度末までに策定することとされており、令和5年度以降も都道府県のリーダーシップの下、策定された計画に基づく取組を進めるとともに、計画の充実を図っていく必要がある。

このため、国はこうした広域化の推進に係る取組に対して所要の財政措置を講じるとともに、地方自治体における先進的な取組の周知等により、広域化に向けた各地方自治体の取組を引き続き支援すべきである。

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○令和2年度までの策定を要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
○令和7年度までの改定を要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室事務連絡、令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

投資試算

- 長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
- 長寿命化等による平準化等

財源試算

- 料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し 等

計画期間内の
収支均衡

収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る

- ・広域化等
- ・指定管理者制度、包括的民間委託 等
- ・PPP/PFI等

組織、人材、定員、
給与の適正化

その他の経営基盤強化
の取組 (ICT活用等)

PDCAサイクル

- ◆ 毎年度、進捗管理
- ◆ 計画と実績の乖離の検証
- ◆ 3~5年ごとの見直し

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定・改定の推進

○「経営戦略策定・改定ガイドライン」の策定・公表
(平成31年3月策定・公表)

ガイドラインの内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年~5年毎の改定**が必要。
- ・**収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、質の向上を図る**よう要請。
- ・事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

策定・改定状況 (令和4年3月31日時点)

(毎年度、策定・改定状況を調査・公表)

- 策定状況:「**策定済**」の事業の割合は**95.5%**
- 改定状況:「**改定済**」又は「**令和7年度までに改定予定**」の事業の割合は**77.0%**

財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業 (令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置 (※)
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設 (浄水場、管路等) の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

※ 令和8年度からは、より質を高めるための取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知)

- 中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を上げていくため、**3年から5年内の見直しを行うことが重要**。
- 経済財政諮問会議の改革工程表において、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とされており、全ての事業において、より質の高い経営戦略とするよう、**この期限までに経営戦略の改定を要請**。

質を高めるための取組

1. 経営戦略において、経営の基本方針について記載の充実（具体的には、計画期間内における具体的な取組・目標等を記載すること。）を図ること。
2. 水道事業、簡易水道事業及び下水道事業については、料金水準が適切なものであるか、また将来の料金改定の必要性等について議会や住民の理解に資するよう、料金回収率や経費回収率の見込み及び原価計算の内訳などを記載し、見える化を図ること。また、健全な経営を確保するうえで必要な資金を確保するという観点から、所有している資産の規模、経営環境や事業の種類等の実情に応じて、「経営戦略のひな形様式」に追加した原価計算表等を活用し、資産維持費を料金算定に適切に反映すること。
3. 経営戦略の見直しに当たり、投資・財政計画に盛り込む事項
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討

経営戦略の改定に係る支援措置

地方公共団体金融機構との共同事業「経営・財務マネジメント強化事業」において、経営戦略の改定等の取組を支援。

経営戦略の策定を要件としている地方財政措置

経営戦略の策定を要件としている水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る地方財政措置について、**令和8年度から、3. ①から④までの取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定**。

経営戦略の策定・改定状況

経営戦略の策定・改定状況（令和4年3月31日時点）

経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）
- 6,553事業^(※)のうち、**策定済の事業は6,258事業（95.5%）、未策定の事業は295事業（4.5%）**となっている。

※ 事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止（予定）事業などを含まない。

経営戦略の策定状況（令和4年3月31日時点）

（単位：事業）

	①策定済		②未策定		合計	
	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)
水道	1,732	(97.7%)	40	(2.3%)	1,772	(100.0%)
うち上水道	1,290	(98.2%)	24	(1.8%)	1,314	(100.0%)
うち簡易水道	442	(96.5%)	16	(3.5%)	458	(100.0%)
工業用水道	135	(95.1%)	7	(4.9%)	142	(100.0%)
交通	75	(92.6%)	6	(7.4%)	81	(100.0%)
電気	84	(93.3%)	6	(6.7%)	90	(100.0%)
ガス	20	(95.2%)	1	(4.8%)	21	(100.0%)
港湾整備	81	(88.0%)	11	(12.0%)	92	(100.0%)
市場	108	(76.6%)	33	(23.4%)	141	(100.0%)
と畜場	29	(76.3%)	9	(23.7%)	38	(100.0%)
観光施設	159	(76.1%)	50	(23.9%)	209	(100.0%)
宅地造成	191	(76.7%)	58	(23.3%)	249	(100.0%)
駐車場	140	(82.8%)	29	(17.2%)	169	(100.0%)
下水	3,504	(98.7%)	45	(1.3%)	3,549	(100.0%)
合計	6,258	(95.5%)	295	(4.5%)	6,553	(100.0%)

経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの改定を要請**（令和3年1月、令和4年1月）
- 策定済の6,258事業のうち、改定済の事業は1,170事業（18.7%）、令和7年度までに改定予定の事業は3,646事業（58.3%）であり、これらを合わせると、**既に改定済の事業を含め、令和7年度までに4,816事業（77.0%）が改定予定**。

経営戦略の改定状況（令和4年3月31日時点）

（単位：事業）

	①改定済		②改定予定 (令和4年度～7年度)		小計 (①+②)		③改定予定 (令和8年度以降)		④未定		合計	
	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)
水道	284	(16.4%)	973	(56.2%)	1,257	(72.6%)	196	(11.3%)	279	(16.1%)	1,732	(100.0%)
うち上水道	253	(19.6%)	715	(55.4%)	968	(75.0%)	142	(11.0%)	180	(14.0%)	1,290	(100.0%)
うち簡易水道	31	(7.0%)	258	(58.4%)	289	(65.4%)	54	(12.2%)	99	(22.4%)	442	(100.0%)
工業用水道	30	(22.2%)	68	(50.4%)	98	(72.6%)	15	(11.1%)	22	(16.3%)	135	(100.0%)
交通	14	(18.7%)	45	(60.0%)	59	(78.7%)	5	(6.7%)	11	(14.7%)	75	(100.0%)
電気	13	(15.5%)	37	(44.0%)	50	(59.5%)	7	(8.3%)	27	(32.1%)	84	(100.0%)
ガス	6	(30.0%)	9	(45.0%)	15	(75.0%)	0	(0.0%)	5	(25.0%)	20	(100.0%)
港湾整備	8	(9.9%)	40	(49.4%)	48	(59.3%)	7	(8.6%)	26	(32.1%)	81	(100.0%)
市場	4	(3.7%)	54	(50.0%)	58	(53.7%)	26	(24.1%)	24	(22.2%)	108	(100.0%)
と畜場	0	(0.0%)	15	(51.7%)	15	(51.7%)	4	(13.8%)	10	(34.5%)	29	(100.0%)
観光施設	11	(6.9%)	70	(44.0%)	81	(50.9%)	22	(13.8%)	56	(35.2%)	159	(100.0%)
宅地造成	23	(12.0%)	85	(44.5%)	108	(56.5%)	14	(7.3%)	69	(36.1%)	191	(100.0%)
駐車場	2	(1.4%)	69	(49.3%)	71	(50.7%)	19	(13.6%)	50	(35.7%)	140	(100.0%)
下水	775	(22.1%)	2,181	(62.2%)	2,956	(84.4%)	231	(6.6%)	317	(9.0%)	3,504	(100.0%)
合計	1,170	(18.7%)	3,646	(58.3%)	4,816	(77.0%)	546	(8.7%)	896	(14.3%)	6,258	(100.0%)

策定・改定状況の「見える化」

- 毎年度調査を実施し、**策定・改定状況（※）を総務省HPにおいて公表することにより、「見える化」を推進**。（令和4年度は11月に公表）
- ※ このうち、策定状況については、個別事業別の状況を併せて公表

経営戦略の策定・改定の促進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**より質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を促進。

水道管路耐震化に係る地方財政措置について

【地方財政措置の概要】 <国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

水道管路耐震化事業(H21創設、H26・R1延長※R5年度までの時限措置)

経営戦略を策定した末端給水事業者が実施する、水道管路(国庫補助の対象となる管種に限る。)の耐震化事業(H27~29の3か年に実施した耐震化事業の平均事業費(通常事業分)を上回る上積事業分に限る。)

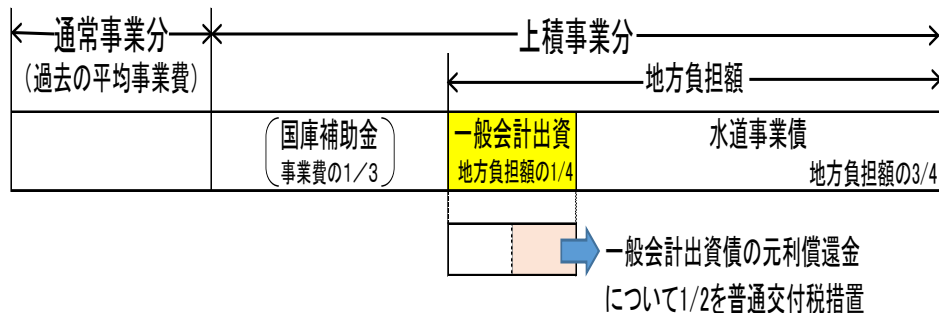
また、一定の経営努力を前提(※)とした上で、経営条件の厳しい団体(次の要件①または②を満たす団体)を特別対策団体としてR1年度に地方財政措置を拡充

①経営条件が厳しいこと:有収水量1m³当たり資本費が全国平均の2倍以上

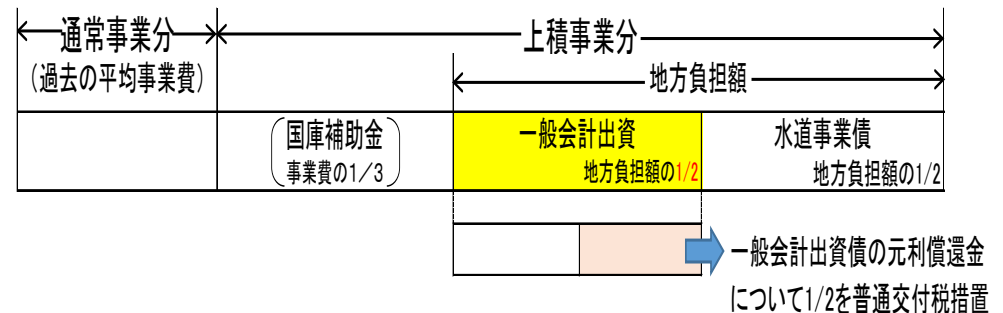
②管路更新負担が大きいこと:有収水量1m³当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1m³当たり管路延長が平均の2倍以上

※一定の経営努力を行っていること:供給単価(有収水量1m³当たり給水収益)が全国平均以上

【一般分】



【特別対策分】



水道事業における広域化の推進について

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

<「水道広域化推進プラン」の策定> (厚労省と連携)

- 平成31年1月に、「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請
- 平成31年3月に、策定支援のため「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出
- 令和3年5月に、都道府県の強力なリーダーシップの下で令和4年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を発出

<地方財政措置>

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）
- 計画策定後においても、都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、計画の充実を図ることが重要
⇒都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5～7年度）

「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R3.11.30時点)

各団体の策定状況

策定済み：5団体(大阪府、兵庫県、広島県、香川県及び佐賀県)

策定中：42団体

策定中の各団体の進捗状況 ※策定済の5団体を除く

(凡例) ◎:完了、○:策定中、空欄:未着手

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
1	北海道	◎	◎	○
2	青森県	◎	○	○
3	岩手県	○	○	○
4	宮城県	○	○	○
5	秋田県	○	○	○
6	山形県	◎	◎	◎
7	福島県	○	○	○
8	茨城県	○	○	○
9	栃木県	◎	◎	○
10	群馬県	◎	◎	○
11	埼玉県	◎	○	○
12	千葉県	◎	◎	○
13	東京都			
14	神奈川県	○	○	○
15	新潟県	○	○	○
16	富山県	○	○	○
17	石川県	○	○	○
18	福井県	◎	◎	○
19	山梨県	○	○	○
20	長野県	◎	◎	○
21	岐阜県	◎	◎	○
22	静岡県	○	○	○

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
23	愛知県	○	○	○
24	三重県	○	○	○
25	滋賀県	◎	◎	◎
26	京都府	○	○	○
29	奈良県	◎	○	○
30	和歌山県	○	○	○
31	鳥取県	◎	◎	○
32	島根県	○	○	○
33	岡山県	◎	◎	○
35	山口県	◎	◎	○
36	徳島県	◎	◎	◎
38	愛媛県	◎	◎	○
39	高知県	◎	◎	○
40	福岡県	◎	◎	○
42	長崎県	◎	◎	○
43	熊本県	○	○	○
44	大分県	◎	◎	○
45	宮崎県	○	○	○
46	鹿児島県	○	○	○
47	沖縄県	◎	○	○
◎(完了)計		22	18	3
○(策定中)計		19	23	37

※ 「水道広域化推進プラン」の策定について(平成31年1月25日付通知)において、具体的な記載事項として、①「現状把握」、②「将来見通し」、③「広域化シミュレーション」等を示していることから、この3項目の進捗状況を記載している。

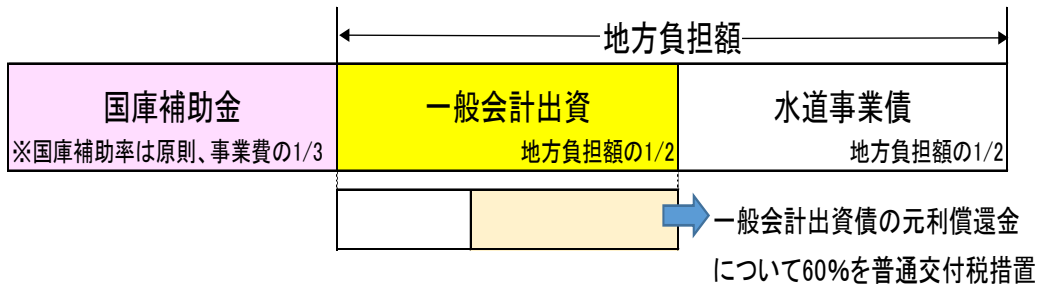
※ 進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了(◎)となっている場合でも、シミュレーション結果の精緻化や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を示しているものではない。また、進捗状況が未着手(空欄)となっている項目でも、内部的な検討・調整をしている場合がある。

水道広域化に関する事業に係る地方財政措置

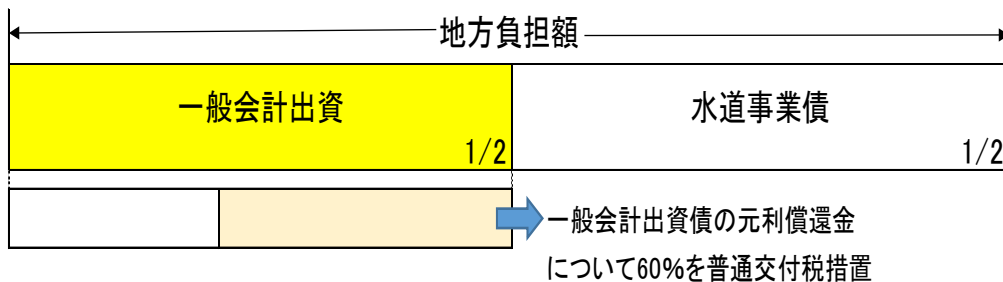
【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

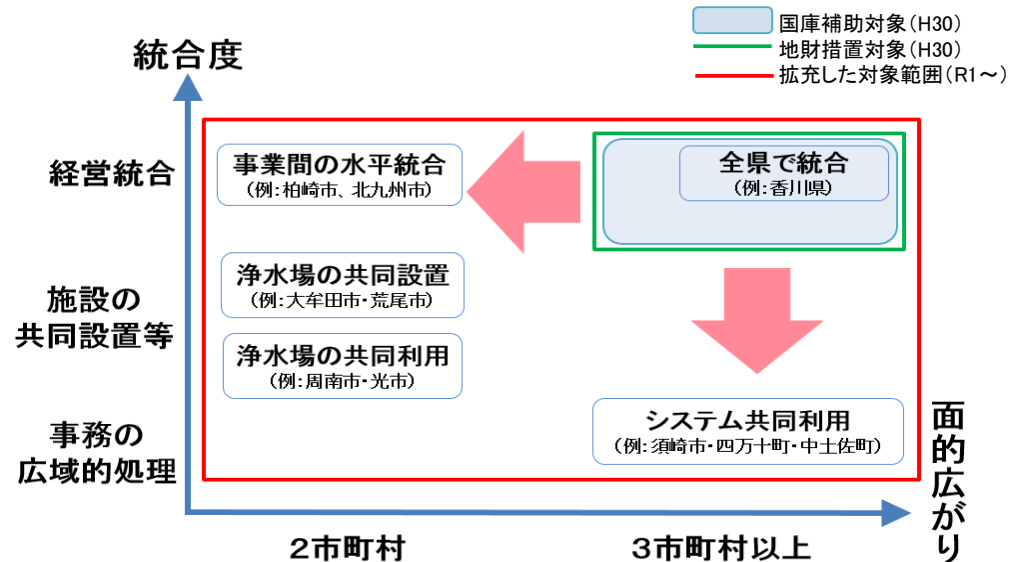
（国庫補助対象事業）



（地方単独事業）



（地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図）



「水道広域化推進プラン」に係る当面の取組について

「水道広域化推進プラン」の策定について 抄

(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

(4) 水道広域化推進プランの策定スケジュール

水道広域化推進プランは、**平成34年度末までに策定し、公表**すること。

また、策定後においても、当該地域の経営条件の変化や**広域化に関する具体的な取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定を行うこと。**

(5) 水道広域化推進プランの公表等

水道広域化推進プランを**策定又は改定した場合**には、**積極的に公表し住民に周知を図るとともに、都道府県及び市町村等の議会へ説明**すること。

また、**遅滞なく総務省及び厚生労働省に報告**されたいこと。

3. 水道広域化推進プランの策定に当たっての留意事項

(5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進

改正水道法第2条の2第2項において、**都道府県は**、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するよう努めなければならないとされており、水道広域化推進**プランに基づく取組を推進する役割を担う**ものであること。

また、水道事業者についても、改正水道法第2条の2第4項において、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならないとされていることから、**水道事業者である市町村等は**、水道の基盤強化を図る観点から、**都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広域化に取り組むことが重要**であること。

公営企業会計の適用拡大等について

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

➤ 分かりやすい財務情報に基づく
住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)
<人口3万人以上>

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)
<人口3万人未満>

できる限り移行

移行

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ 下水道(集排・浄化槽)

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

○ その他の事業

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

公営企業会計適用の取組状況(R4.4.1時点)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済及び適用に取組中」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は95.6%、下水道事業は97.7%、人口3万人以上のその他下水道事業は93.0%が「適用済及び適用に取組中」となっている。

以下の取組状況調査結果は、総務省HPIにおいて公表。(URL:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業 (単位 事業)

	人口3万人以上							
	簡易水道事業				公共下水道事業及び流域下水道事業			
	R3.4.1時点		R4.4.1時点		R3.4.1時点		R4.4.1時点	
① 適用済及び適用に取組中	318	(100.0%)	316	(100%)	1,155	(100%)	1,155	(100%)
② 検 討 中	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合 計	318	(100%)	316	(100%)	1,155	(100%)	1,155	(100%)

- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業 (単位 事業)

	人口3万人未満						人口3万人以上					
	簡易水道事業		下水道事業				その他下水道事業					
	R3.4.1時点		R4.4.1時点		R3.4.1時点		R4.4.1時点					
① 適用済及び適用に取組中	523	(87.8%)	566	(95.6%)	1,465	(90.6%)	1,582	(97.7%)	651	(87.0%)	688	(93.0%)
② 検 討 中	67	(11.2%)	24	(4.1%)	138	(8.5%)	34	(2.1%)	85	(11.4%)	47	(6.4%)
③ 検 討 未 着 手	6	(1.0%)	2	(0.3%)	14	(0.9%)	3	(0.2%)	12	(1.6%)	5	(0.7%)
合 計	596	(100%)	592	(100%)	1,617	(100%)	1,619	(100%)	748	(100%)	740	(100%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

- ・ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件化
- ・新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業は、令和6年度から公営企業会計の適用を要件に加えることとしている。

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. 人的支援制度

- 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じて公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を実施(R3年度～)。
- 都道府県ごとに、複数の財務諸表の作成等の経験者をアドバイザーに登録し、小規模団体の問い合わせに対応可能な電話相談体制を構築(R4年度～)。

2. マニュアル・先進事例集等

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(H31年3月)。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。
- 公営企業会計適用後の実務に係る典型的なQ&A集及びチェックリストを作成・公表(R4年度～)。

3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
 - ※ 財務規定等を適用した1年目から3年目までにおける決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
- 財政措置:
 - － 簡易水道事業 : 元利償還金の55%に繰出し、元利償還金の55%に普通交付税措置
 - － 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - － 上記以外の事業: 元利償還金の50%に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 対象期間: 令和5年度まで ※R6.4.1に適用した団体は、R6年度からR8年度までの会計処理及び財務諸表の作成に要する経費も対象

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 対象期間: 令和5年度まで

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和6年4月1日までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)